二　高度の専門的な能力を有する人材その他の当該金融商品取引業者の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣（前号に掲げる行為を業として行うことその他の当該金融商品取引業者の行う業務に関連して行うものであって、その対象となる派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三　他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該金融商品取引業者が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該金融商品取引業者が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行うこと。

四　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行うこと。

五　当該金融商品取引業者の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行うこと。

（届出業務）

第六十八条　法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

［一～七　略］

八　他の事業者等の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務

［九～二十　略］

二十一　その行う業務に係る顧客に対し他の事業者等のあっせん又は紹介を行う業務

二十二　他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

［二十三・二十四　略］

（事故）

第百十八条　法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　投資助言業務又は投資運用業に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客又は権利者に損失を及ぼしたもの

［イ～ハ　略］

（特定投資家向け有価証券に関する告知の方法）

第百二十五条の五　［略］

２　法第四十条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報（法第二十七条の三十二に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により公表されている場合

（届出業務）

第六十八条　［同上］

［一～七　同上］

八　他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務

［九～二十　同上］

二十一　その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

二十二　他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

［二十三・二十四　同上］

（事故）

第百十八条　［同上］

一　［同上］

二　投資助言業務又は投資運用業に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客又は権利者（法第四十二条第一項に規定する権利者をいう。）に損失を及ぼしたもの

［イ～ハ　同上］

（特定投資家向け有価証券に関する告知の方法）

第百二十五条の五　［同上］

２　［同上］

［一～三　同上］

四　当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報（法第二十七条の三十二に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により公表されている場合